

○川俣町地域づくりインターン事業実施要綱

平成31年2月1日
告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、川俣町地域づくりインターン事業(以下「インターン事業」という。)を実施するために必要な事項を定める。

(事業趣旨)

第2条 インターン事業は、本町の関係人口を増加させるために、インターン事業に参加する都市部の大学生(以下「インターン生」という。)に地方社会の存在価値を実感してもらい、将来のUIターンを喚起させるものとする。加えて、本町住民が、安心して暮らし続けることができるよう、インターン生から、地域課題の解決に向けた提案を受けるものとする。

(実施要件)

第3条 インターン事業に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) インターン生は、「地域づくりインターンの会(事務局は、法政大学現代福祉学部内研究室)」の学生会員とする。
- (2) インターン事業の受入れ先は、次条に定める手続きを行った受入れを希望する地域、団体等(以下「受入れ地域等」という。)とする。
- (3) インターン生の受入れは、各受入れ地域等2名程度とし、8月上旬から9月下旬の期間の内、2週間程度とする。
- (4) インターン生の宿泊場所は、原則受入れ地域等で用意することとする。
- (5) インターン生の受入れ計画は、受入れ地域等が作成することとする。
- (6) インターン生の活動プログラムには、地域が抱える現状や課題を踏まえて、地域づくり活動への参加や地域産業の体験など地域住民との協働・交流の機会、そして地域住民が参加する全体報告会を必ず組み入れることとする。
- (7) 受入れ地域等は、インターン生に対し受入れ内容等を説明するとともに、インターン生との打合せのため、オリエンテーションを実施することとする。
- (8) インターン生は、インターン期間中の活動報告書を町へ提出するものとする。

(受入れ手続き等)

第4条 インターン事業の受入れ手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ地域等は、川俣町地域づくりインターン事業受入れ地域等応募申込書(様式第1号)を政策推進課に提出するものとする。
- (2) 前号の応募書類の提出方法は、持参又は郵送による。
- (3) 受入れ地域等の募集期間は、別に定める。
- (4) 町長は、受入れ地域等が適当であると認めたときは、インターン事業の受入れ地域等として決定し、その選考結果を川俣町地域づくりインターン事業受入れ地域等選考結果通知書(様式第2号)により受入れ地域等に通知するものとする。

(費用等)

第5条 インターン事業の費用等は、次のとおりとする。

- (1) 「地域づくりインターンの会」の地域会員としての会費は、町が負担する。
- (2) 受入れ地域等が地域づくりインターンの会の派遣地決定会及び全体報告会に参加するための旅費は、各受入れ地域等2名分を町が実費弁償する。

(インターン生の厳守事項)

第6条 インターン生は、インターン事業を行うに当たって、町や受入れ地域等の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(事務局)

第7条 事務局は、川俣町役場政策推進課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第56号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号（第4条関係）

川俣町地域づくりインターン事業受入れ地域等応募申込書

川 俣 町 長

下記により、川俣町地域づくりインターン事業の受入れ地域等に応募します。

年 月 日

記

1 地域等名	
2 代表者	住 所： 氏 名： 連絡先：
3 地域の抱える課題	
4 地域の目指すべき姿	
5 インターン生受入れ計画	実施内容： 実施期間： 宿泊場所： ※その他日程表（様式は任意）を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

様式第 2 号（第 4 条関係）

番
年

月

号
日

様

川 俣 町 長

川俣町地域づくりインターン事業受入れ地域等選考結果通知書

さきに応募申込みのありましたこのことにつきましては、下記のとおりです。

記

1 選考結果